



# テミス通信

第 27 号 / 2017年5月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



中之島 バラ園・スノーホワイト

新緑の美しい5月となりました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

制度に上手くはまらないご相談があります。

残念ながらとお話するのですが、

それでも何か、文書にするとか方法はないものでしょうかと尋ねられます。

法的な効果を期待できない文書を作ることに躊躇してしまうのですが、

その時、当事者が確認し、約束したことを文書にしておくことも、

後から、役に立つこともあるかもしれないと思いつくことがあります。

未だ、正解は見つからず、それでも、次はもう少し違った対応をしてみたいと思う今日この頃です。

「テミス通信」第27号をお届けいたします。

(佐井恵子)

## セミナーのテーマを募集します！

昨年9月から当事務所で行っております「誰でもわかる！」セミナーシリーズのテーマを随時募集しております。

今さら聞けない基本的なことから、最新の法改正まで、お気軽にお声かけください。



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

# いよいよ、法定相続情報証明制度が始まります！

平成29年5月29日から、全国の法務局（登記所）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まります。

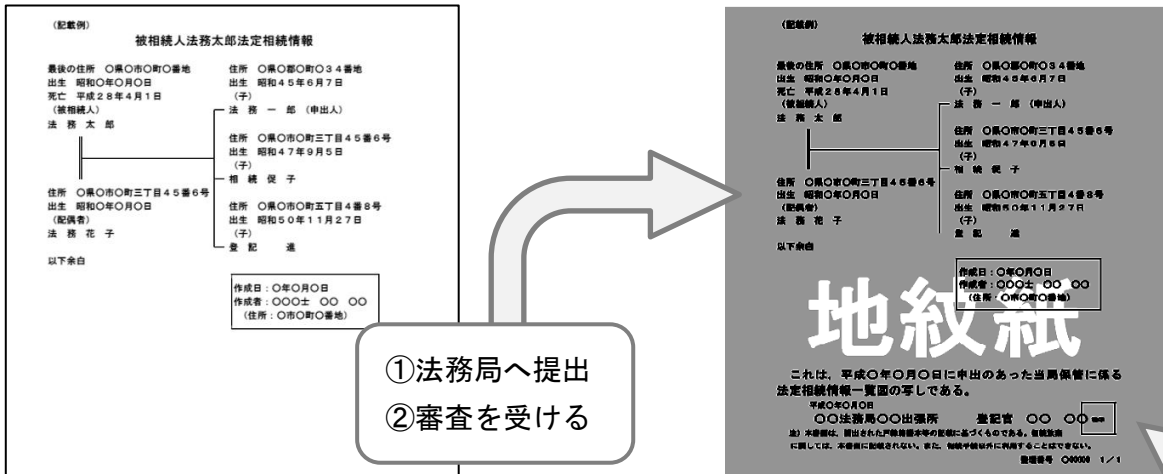
## 法定相続情報証明制度とは！？

法務局に相続手続に関する戸除籍謄本等一式と、併せて相続関係を一覧にした図（法定相続情報一覧図といいます。）を提出すれば、登記官がその一覧図に認証文を付けた写しを無料で交付してくれる制度です。

## 一覧図はどうやって作るの？

法定相続情報一覧図は、亡くなられた被相続人とその相続人を系図にまとめたものとイメージしてください。一覧図の素材となる相続手続に関する戸除籍謄本等を収集する必要があることは従前と変わりありません。申出をする側で戸籍を収集調査のうえ、左下図の要領で系図を作成して法務局に提出します。法務局で審査の後、右下図のような証明書が発行されます。（作成した系図に間違いのない旨のお墨付きをもらうイメージです。）

なお、提出した一覧図の原本は、法務局に5年間保管されることとなります。



## 何に利用できるのか？

交付された証明書が、不動産の相続登記手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し、株や有価証券の承継等、様々な相続手続に利用されることが見込まれています。従来は戸除籍謄本等の束を被相続人名義の預金のある各銀行に持っていく必要がありましたが、この制度を利用することで、その必要がなくなります。



## この制度の利用について

この制度の利用申出をすることができるのは、亡くなられた方の相続人とされています。一定の代理人も代わってこの制度を利用することができ、相続登記手続をする場合には、司法書士に戸籍一式の収集と一覧図の作成及び申出手続を併せて依頼することが可能です。

証明書は相続手続に必要な範囲で、複数通発行が可能とされていますが、**利用目的を法務局に申告する**必要があるため、残念ながら「家系図を作りたい」という理由だけでは応じてもらえません。

なお、制度の利用申出をできる法務局には一定の管轄があり、被相続人の本籍地か、被相続人又は申出人の住所地、もしくは被相続人名義の不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局と定められています。管轄法務局が遠方になる場合は、郵送請求も可能とされています。

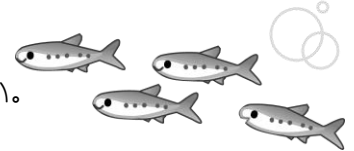
戸籍類一式を収集する必要があることは従前と変わりなく、その部分において相続人の負担は軽減されていません。法務局で当該証明書を手に入れた後は、相続人の負担が軽減されることは願いますが、もとより、各手続部署の行政窓口や銀行担当者の負担が軽減されることが、ひとしおでしょう。

あくまで、この制度が証明してくれるのは「相続人が誰であるか」であって、「**相続人のうち誰がどの財産を相続するのか**」については、別途、登記所や銀行等の窓口で遺産分割協議書を提出して、証明したうえで手続を進めなければなりませんので、ご注意ください。

今後もより良い制度になるように働きかけをしていきたいと思えます。

この制度について、ご相談があれば遠慮なく当事務所までご連絡ください。

(山添健志)



## 昭和19年の株主総会委任状

それは、古い切手の中にありました。「拙者儀（空白）ヲ以テ代理人ト定メ左記ノ行為ヲ代理為致候也（中略）第七回定時株主総会及其ノ延期又ハ継続会ニ出席シ議決権行使ニ関スル一切ノ行為」とする、昭和19年5月15日開催の株主総会に関する委任状です。はがきや切手には、大日本帝国郵便とあり、その絵柄は時代背景を彷彿とさせます。

会社の決算が集中するのは3月末。テレビや新聞で、上場会社の株主総会が話題に上るのは6月末ですね。非上場会社においては、事業年度より原則2か月以内に税務申告をするため、5月中に株主総会を開催して、計算書類の承認を済ませておかなければなりません。5月、6月は、株主総会に関する業務が集中します。



許可をいただいて、写真をご紹介します。



「株主総会に関する業務」は、「今年の株主総会での議案は？何か新しいことは？」という質問から始まります。また、通常でないことを検討する場合には、前提として、業績や経営環境についての質問もなくてはなりません。その上で、議案の内容、日程、辞任するタイミング、議事録の細かい記載等々を固めていきます。

この間は、あたかも、海越え山越えしながら総会終了に向けて伴走し、最後にバトンを受けて登記の申請をするところが、私達のクライマックスとなります。何日かして出来上がった登記事項証明書は、何事もなかったかの様に淡々としているように見えるのも不思議です。

73年前の株主総会委任状を直接手に取り、これに関わった人々や会社に思いを馳せ、タイムスリップしたようでした。

(佐井恵子)

## 進化する成年後見制度

### 成年後見制度、ご存じでしょうか？

制度(注1)ができて、既に17年が経過しましたが、介護保険制度と比べると知名度が低く、利用者も少ないのが現状です。

利用されていない理由は、身近に家族がいれば、相続や定期預金の解約などで必要に迫られない限り何とかなっている(?)し、やはり面倒だから。身寄りのない方については、ご本人も周りの方も制度を知らないといったことがある様に思います。

### 親族の後見人経験者からの感想は？

この制度、利用者数(注2)が格段に少なく人気がないのですが、一方で、実際に成年後見制度を利用することで、「本人に財産はないと思っていたところ、後見人になって、役所や銀行で権限をもって本人の代わりに手続きをすることができた。判明した本人の財産で、最後まで十分なことをしてあげられて満足。」「家庭裁判所の存在によって、後見人として誰からも信頼してもらえた。」という親族の後見人経験者からの感想もあります。

### もっと使いやすく、利用者がメリットを実感できるための法律

成年後見の制度や運用の改善をしていかないといけないと、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が議員立法され、同年5月に施行されました。



促進法では、地域の中に、従来の保険・医療・福祉に、新たに司法も含めた連携「チーム」を作って、必要とする人を成年後見制度に繋げたり、本人だけでなく親族後見人を相談や支援を通じて支えていくことで、本人の暮らしを充実させることを目指しています。今までの本人の暮らしを知る親族の力は大きいです。近くで相談ができると、安心して後見業務を行えることになり、親族後見人の支援に繋がります。

国は、平成33年度中と期限を切って、市町村に対しては、地域の「チーム」作りや運営に積極的な役割を果たすと共に、基本的な計画を定めるよう努めること、金融機関においても、何らかの払戻に制約をつけた預金をつくって、全国どこの銀行でも、認知症高齢者や後見人の金融取引を安全に行える取組みをすることを求めています。

もっとも、今、制度を利用している方は、それを待ってられません。今でも、財産管理と身上監護は、共に後見人の役割です。今後の促進法の具体化を注目しつつ、今できる、ご本人の暮らしの充実に務めていきたいと思えます。

(佐井恵子)



(注1) 成年後見とは、精神上的の障害により判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、家庭裁判所が適切な後見人等(判断能力を補う人)を選任し、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。後見人等には、親族の場合もあれば、司法書士や弁護士、社会福祉士といった第三者の場合もあります。後見人等は、本人の意思を尊重しながら、財産管理や身上監護をしていきます。

(注2) 日本における認知症患者の推計が462万人、制度全体の利用者数は、20万人弱。

## 佐井事務所

### スタッフ紹介

テーマ「最近観た映画」



佐井 恵子  
司法書士  
美女と野獣



山添 健志  
司法書士  
ニュー・シネマ・  
パラダイス



中村 佐和子  
事務局  
名探偵コナン  
から紅の恋歌



佐井 陽子  
事務局  
ノ・エスケープ



後藤 葵  
事務局  
SING

## 自筆証書遺言セミナー 開催報告

「誰でもできる！自筆証書遺言の書き方講座」第3弾を、平成29年4月26日、事務所で開催しました。今回は講師も含めて全員女性のセミナーとなり、少人数でするので、その都度お話を止めては、質問や意見をいただき確認しながら進めて行きました。あっという間の2時間でした。最後の茶話会まで、時折、笑いに包まれながら、和やかな雰囲気の中で、全員にお話していただきました。

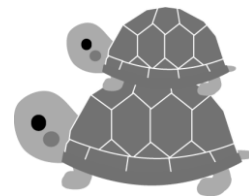
アンケートをご紹介します。

- ・体力・気力・知力のしっかりしているうちに、作成することを痛感しました。
- ・遺言を書いておこうかどうしようかと迷っていましたが、やはり作成しておいた方がよいかと思いました。
- ・自筆証書遺言があるという事自体、初めて知りました。とても大事だと思いました。また、セミナーに参加したいと思います。
- ・とても分かりやすく、勉強になりました。今すぐにでも遺言書を書いておかなければと思いました。今後も、色々な勉強会に参加したいと思います。

ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。

次回遺言セミナーは、6月です。興味のある方、是非、ご参加下さい。(佐井恵子)

開催日時	6月26日(月) 14時～16時(15時30分より茶話会)
開催場所	当事務所応接室
受講料	3,000円(顧問先様 2,000円) ご参加いただいた方には『コクヨの遺言書キット』 (2,500円相当)を進呈!



## ご近所探訪 ～愛珠幼稚園編～

地下鉄淀屋橋駅より南東へ歩いて4分。高いビルの合間にある、立派な木の塀に囲まれた一区画に、「大阪市立愛珠幼稚園」があります。今も子ども達の通う現役の幼稚園です。写真をご覧ください！「塀重門」という立派な門や園舎は、全て木で出来ています。

この建物は、明治34年建築のもので、戦火にも遭わずに残ったのですから、貴重ですね。平成19年に、重要文化財に指定されました。

明治13年に、地元の有志(道修小学校連合町会)によって開設されました。当時、幼稚園は全国で5園しかなく(文部科学省ホームページ



より)、その中で、唯一の私立幼稚園でした。大阪商人の豊かな財力と先見の明、心意気を感じます。

現役の幼稚園ですので中は見学できませんが、お隣の、その後、大阪市制に伴い市立幼稚園となり、今日に至ります。「適塾」と共に、訪ねてみてはいかがでしょうか。佐井事務所から14分ほどの所になります。(佐井恵子)

## 「誰でもわかる！ 戸籍の見方・読み方セミナー」のご報告

山添が講師を担当し、平成29年5月9日 弊所会議室において開催しました。戸籍の制度や歴史と一緒にたどり、皆様真剣に耳を傾けていただき、私も熱が入り、あっという間の2時間でした。

アンケートをご紹介します。

- ・今回のセミナーで歴史的な背景から体系的に教わることが出来たので、非常に勉強になりました。
- ・またまた目からウロコのセミナーでした。
- ・相続関係を見るには、現戸籍から過去へたどっていく必要があります、その見方も今後加えて説明を聞きたいと思います。
- ・法定相続情報証明制度について非常に参考になりました。

ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。

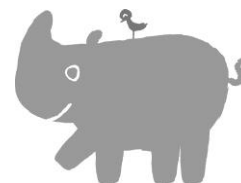
(山添健志)



テミス通信第16号で社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集していることをお伝えしたところ、沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。やわらぎ総合法律事務所様、beyond 社会保険労務士法人様、鎌谷憲彦様、七転八起 岸本正明様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

### テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・連休はどう過ごされましたか？今年も天候に恵まれ、屋外で過ごすには良かったですね。今年も、中之島バラ園の開園を待ちかねて行ってきました。一面の写真、バラの背景に、弁護士会館、その左手と国旗が揚がっている建物までが、裁判所です。
- ・4月16日、celloの発表会が終了しました。ヴィヴァルディのチェロソナタホ短調。練習時間が取れず、また、教会音楽を淡々と弾いているみたいで物足りなく、最後の最後、「どう弾きたいかを思って弾くだけで違ってくる。」との先生のアドバイスで開眼！今年も、爽快感と共に終えることができました。来年もご報告出来るよう、細く長く、続けます。
- ・事務所のセミナーは、主に、テミス通信でご案内しています。10年ぶり、20年ぶりの方が参加して下さいました時は、同窓会のように嬉しいです。また、お届けしている方が、お友達や、お知り合いにお声かけして下さい、初めてお越しいただく方もいらっしやいます。事務所の理念「私たちは、笑顔の和を広げます～ひとりひとりを尊重する豊かな社会のために～」に、まだまだですが、一歩でも近づけるよう努力してまいります。 (佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>